

○坂井市行政改革推進協議会設置要綱

平成18年6月23日

告示第237号

改正 平成19年3月30日告示第71号

令和3年4月1日告示第124号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、坂井市行政改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、坂井市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 協議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は学識経験者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定めることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第71号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第124号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。